



棚塩地内
大規模畜産施設



北幾世橋地内
北産業団地



請戸地内
南産業団地

町内視察

9月定例会

定例会

議案要旨	P 2
議案審議	P 3 ~ P 5
採決状況	P 6
一般質問	P 7 ~ P 11

委員会のうごき	P 12 ~ P 14
議会・議長活動報告	P 15
町民交流会・政務活動費	P 16 ~ P 17
町民の声	P 18

総額387億円の成果を認定！

■ 令和5年度財政収支の状況 ■

一般会計と特別会計を合わせた決算額は歳入総額387億6,658万9千円（前年比94.6%）、歳出総額348億557万円（前年比88.9%）で、形式収支は39億6,101万9千円の黒字決算でした。

各会計の形式収支は、一般会計では30億4,417万9千円、特別会計である文化及びスポーツ振興育成事業会計ほか8会計の合計は9億1,684万円となり、各会計とも黒字決算です。

また、一般会計では形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支7億6,213万6千円から前年度実質収支を差し引いた額に、黒字要素である財政調整基金積立金を加えて、積立金取崩し額を差し引いた実質単年度収支は6億3,727万7千円の赤字決算となりました。

一方、特別会計全体では実質収支9億718万9千円から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は4億6,705万円の黒字となりました。

令和5年度一般会計・特別会計歳入歳出決算

(単位：千円)

区 分		一般会計	特別会計	合 計
歳 入 総 額	①	30,761,496	8,005,093	38,766,589
歳 出 総 額	②	27,717,317	7,088,253	34,805,570
歳入歳出差引額 (①－②)	③	3,044,179	916,840	3,961,019
翌年度へ繰り越すべき財源	継続費通次繰越額	1,049,336	0	1,049,336
	繰越明許費繰越額	1,232,707	9,651	1,242,358
	事故繰越し繰越額	0	0	0
	計	④ 2,282,043	9,651	2,291,694
実 質 収 支 (③－④)	⑤	762,136	907,189	1,669,325
前年度実質収支	⑥	820,464	440,139	1,260,603
単 年 度 収 支 (⑤－⑥)	⑦	△ 58,328	467,050	408,722
積 立 金 (財政調整基金)	⑧	421,051		
繰 上 償 還 金	⑨	0		
積立金取崩し額 (財政調整基金)	⑩	1,000,000		
実質単年度収支 (⑦＋⑧＋⑨－⑩)	⑪	△ 637,277		

要 旨

9月定例会は、9月10日から20日までの11日間を会期として開催しました。

町長からは令和5年度決算の認定、条例の改正、契約の締結・変更、令和6年度補正予算、人事案件、報告案件など36件の議案が提出されました。

議案の主な質疑内容は3～5ページ、審議結果（採決状況）は6ページに掲載のとおりです。

【主な議案等の内容】

- 浪江町特定復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正については、課税免除の対象となる固定資産の取得期間について、令和6年3月31日から令和7年3月31日まで延長するものです。また、税制改正法による改正前の東日本大震災復興特別区域法第40条について、令和6年3月31日の適用期限の到来をもって廃止するものです。
- 浪江町国民健康保険条例の一部改正については、現行の被保険者証は令和6年12月2日以降発行されなくなるため、所要の改正を行うものです。（14ページ 健康保険課 参照）
- 工事請負契約の締結のうち、工事請負契約の締結について（復興海浜緑地（多目的広場）建築工事）【3億6,630万円】は、請戸地区に整備を予定している復興海浜緑地（多目的広場）の管理棟、倉庫1、倉庫2、屋根付施設、東屋の整備を行うものです。
- 物品購入契約の締結のうち、畜産施設備品購入について（その5 飼養機器）【2億2,264万円】は、棚塩地区に整備中の畜産施設で使用するため、自走式ミキサーや給餌器、カーフペンや削蹄棒、牛の歩行通行型計量器を購入するものです。
- 補正予算のうち、一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ12億289万5千円増額するもので、これにより予算総額は333億1,584万8千円となります。

主な質疑内容を 報告します。

(囲み数字は議案番号)

決算の認定

認1 決算の認定について

〔一般会計〕

質問 (山崎) 水素民生産業

サプライチェーン構築及び受給調整実証事業委託料について実証事業の結果、5年度はどのような実現性、方向性、成果があったのかお伺いします。

産業振興課長 主な実証事業

については、大きく2つの実証事業を行っています。1つは民生利用という形で、需要家一般家庭的なところに小型燃料電池を配置してそこにシリンダー配送をしていくというものです。また、2年目については需要家を1件から3件に増やしました。

こちらの成果につきましては、需要家のエネルギーの使い方に

応じた燃料電池の計画運転とそれに合わせたシリンダーの配送を計画的に行うことができ、小規模ながら水素配送モデルを構築することができたという結果が得られています。

他方、経済性については課題が多く、直ちにビジネス化になげること難しいということも判明したところです。

また、もう一つの目的としては、水素由来で発電した電気を既存の配電線を用いて電気として送るというような実証も行っています。

今後は成果を生かしながら、まちづくり、水素社会づくりのために活用ができる部分を模索していきたいと考えています。

質問 (紺野(榮)) 埋蔵文化

財発掘調査事業でどのような遺跡、あるいは埋蔵文化財が発掘されたのかお伺いします。

生涯学習課長 今回の調査に

つきましては、弥生時代の土器、奈良時代から平安時代にかけての竪穴住居跡などが見つかっています。住居跡の多くにはかまどがあり、また住居跡内からは土師器や須恵器などの土器が多数出土しています。また旧石器時代の石器や縄文、弥生

時代の土器、石器なども見つかっています。

質問 (佐々木茂) 林業振

興事業関係ですが、ナラ枯れ病で雑木が枯れ始まり、松くい虫も点在しています。

森林管理ができないとなると町の林業資源など、山がだめになつてくるおそれがあります。これを今後どのように対策を立てていくか、伺います。

農林水産課長 ふくしま森林

再生事業、また森林環境譲与税を活用したなみえ生活環境保全林を今後整備していくということとで現在取り組んでいます。ただし、松くい虫、ナラ枯れの防除作業はできていないのが現状です。

福島県と相談は進めているところとして、次年度以降に向けて何ができるか検討を進めていきたいと考えています。

質問 (佐々木(勇)) ガンマ

カメラ測定事業で、特定復興再生拠点区域ということで室原、津島、末森だと思えますが、各何件ずつだったのか、再除染はあったのかないのかも含めてお伺いします。

住民課長 ガンマカメラ測定

事業の件数49件の地域内訳につ

いては、津島が26件、室原が16件、末森が5件、大堀が2件、いずれも特定復興再生拠点区域内です。再除染はありませんでした。

質問 (紺野(豊)) 町内コミュ

ニティ再生支援事業、支援専門員による町内活動支援をいつも同じ地区ばかりやっているような気がします。どうしてなのか、ご説明願いたい。

総務課長 町内コミュニティ

の再生支援ですが、まず、支援員が全区長へヒアリングを行っております。その中で区長からこういう事業をやりたいといった希望をお聞きしたり、ご相談を受けて、その地域でやってみましょうとなった際、支援員が人集めや段取りなどを支援しています。

質問 (武藤) D-シャツ

ルの貸出事業について、線量の結果は本人に通知するだけで終わっていますが、横展開して町内で情報を共有し健康管理を別枠でやっていくような考えはあるかどうかお尋ねします。

また、現在D-シャツをどのくらい貸し出しているのか、お尋ねします。

健康保険課長 線量の説明に

ついては、特にひどい被曝というものがあるわけではないので、本人への説明で十分足りうると思います。貸出数については、延べ140個となっています。

質問 (高野) 泉田川と室原

川の稚魚の放流について、何の放流稚魚をしたのか伺います。

農林水産課長 放流事業補助

金ですが、泉田川漁業協同組合へは、サケ事業、30万尾を放流した事業に対しての補助金となります。もう一つの室原川高瀬川漁業協同組合の放流実績ですが、アユ550kg、ヤマメ8万尾、イワナ1万尾、そのほか7種類の魚種についての放流事業についての補助対象事業となっています。

質問 (山本) 宅地用除草剤

配布事業については、宅地を所有している方を対象に除草剤を配布する事業です。

5年度に、借りた宅地の上に家を建てている方から苦情があったかどうか。もしあったとしたら、6年度はそれに対応したかどうか。去年は無かったから今年是对応していなかったかどうかをお伺いします。

住民課長

個別で取りに来た方については、5年度はそういった苦情はありませんでしたが、6年度は何件かいたっているところです。おおむね好評な事業でございますが、少しずつ意見をいただいています。

この事業を今後、継続していくのであれば、そういった声を拾い上げて精査した上で、事業に関して整理、検討していきたいと考えているところです。

(賛成全員で認定)

条例改正

70 浪江町税特別措置条例の一部改正について

【提案理由】 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

質問 (山崎)

今回の条例の条文中「過疎地域」というのは、

浪江町全体を指すものなのか。さらに、この課税免除の対象となる件数、今現在何件あるのかお伺いします。

住民課長

令和3年4月1日

で過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法という新法になり、そちらで定めた市町村計画の中で町内全域と定めています。

この新法の対象になっている事業者の実績は、今現在1件です。

(賛成全員で可決)

契約の締結

78 物品購入契約の締結について(畜産施設備品購入(その3ダンプロック))

3,861万円

【提案理由】 棚塩地区に整備中の畜産施設で使用するため、堆肥運搬用に2トンダンプロ4台、4トンダンプロ2台を購入するものです。

質問 (佐々木勇)

財源の内訳をお尋ねします。

農林水産課長

福島再生加速化交付金及びその復興特交になります。

(賛成全員で可決)

79 物品購入契約の締結について(畜産施設備品購入(その4輸送車両))

1億2,787万5千円

【提案理由】 棚塩地区に整備中の畜産施設で使用するため、液肥運搬・散布用に衛生車6台、液肥散布用自走式バキュームタンクの輸送用に輸送トラック3台を購入するものです。

質問 (佐々木勇)

財源の内訳の内訳と、衛生車6台、輸送トラック3台の理由をお伺いします。

農林水産課長

財源の内訳としては、先ほどのダンプロックと同じく福島再生加速化交付金と復興特交となります。根拠については、こちらも車両の頻度ですが、対象となる農地の面積、それから散布する液肥の量から、あとは稼働日数を100日程度見込んでおりまして、1日8時間動くということとで計算してこの台数となっています。

(賛成全員で可決)

84 指定管理者の指定について(福島いこいの村なみえ)

【提案理由】 浪江町公の施設に係る指定管理者の指定手続

き等に関する条例の規定に基づき選定した候補者(一般社団法人福島なみえ勤労福祉事業団)を、宿泊施設いこいの村なみえの指定管理者として指定するため、議会の議決を求めるものです。

質問 (小澤)

指定期間を令和8年3月31日までとした根拠についてお伺いします。

産業振興課長

一般的に指定管理者の指定期間は5年というのが目安とされています。

来年度に改修工事を予定しており、竣工予定が令和8年3月31日となります。

まずは本館が復旧するまでの間の期間という形で一時的に期間の設定をしています。

質問 (山崎)

指定管理者の選定方法について、あらかじめ事業団と施設の管理方法等に関する協議を行った結果、総合的に判断し、当該団体に決定したと記載がありますが、なぜ公募による選定を行わなかったのか伺います。

産業振興課長

施設は完全復旧に至っていない不安定な状況にあるので、ある程度町が積極的に関与していく必要があります。

令和8年3月31日までは全館復旧できるという見通しがありますので、それまでの間は町が積極的に関与して、その後の運営につきましては、改めて今の事業団も含めた公募という形を取りたいと考えています。

再質問 (山崎)

今後、民間事業者のノウハウを活用して、黒字化を目指すことが重要だと思っておりますが、管理委託する町のトップと、事業団の理事長が同一であることを危惧しています。さきほどの答弁で指定期間を令和8年3月31日までとし、そこからは方向性を見いだして民間の方というように受け取ったのですが、方向性と今後の考えについて再度確認します。

町長

一定程度政策的な宿泊施設ですから、町がそれを整えた形で、今後民間の方々からの提案をしていただくような環境整備が整った上で進めていきたいと思っております。

私も事業団の理事長を兼任し

ている状態を危惧しております。環境整備ができた段階で理事長を辞すべきと思っています。

(賛成全員で可決)

〔85〕指定管理者の指定について
(震災遺構浪江町立請戸小学校)

〔提案理由〕 浪江町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の規定に基づき選定した候補者(特定非営利活動法人海族DMC)を、震災遺構浪江町立請戸小学校の指定管理者として指定するため、議会の議決を求めるものです。

〔質問(山本)〕 指定管理の場所が校舎と管理棟と説明がありました。校庭と駐車場等は管理の中に入っているかどうか、お伺いします。

〔生涯学習課長〕 指定管理の範囲につきましては、校舎棟以外に旧運動場、駐車場も含まれます。

〔再質問(山本)〕 指定管理はあくまでも清掃等だけで、どこまで管理運営とするのかお伺いします。

〔生涯学習課長〕 施設の点検や

軽微な修繕などについては指定管理者の負担になりますが、大きな修繕等につきましては町負担となります。

(賛成全員で可決)

補正予算

〔86〕令和6年度浪江町一般会計補正予算(第2号)

〔質問(山崎)〕 ①水道施設整備事業のA・B・C地区それぞれの補正増減と場所について②移住者等空き家改修補助金の実績見込みについて③水素普及拡大事業国際関係業務委託料の内容容について、詳細な説明を求めます。

〔住宅水道課長〕

①A地区は、主に立野、谷津田地区です。B地区は田尻、川添、加倉、藤橋地区、C地区は権現堂、樋渡、高瀬、幾世橋と北幾世橋地区です。

増減内容については、A地区は施工延長1,500mの増、B地区は、1つ目が仮設管の設置の延長約3,300mの減、二つ目が施工延長200m、施

行延長管路の200m減です。

C地区の変更内容は、JRの推進工事の追加と、周辺舗装構成に合わせた施工、復旧費の増と、さらに施工の延長約300mの増となります。

〔企画財政課長〕

②当初予算で580万円ほど計上しておりますが、既に2件の申込みがあり、合計360万円の内示を出しています。このほか、並行してこれ以外に3件の方からもご相談を受けていることから、今回新たに5件分相当の予算を補正計上しています。

〔産業振興課長〕

③アメリカラシカスター市とハワイ郡と浪江町で、連携を結んでおります太平洋水素エネルギー共同体PH Aの取組の活動費として計上しています。

〔再質問(山崎)〕

A B Cの3地区は整備事業が7年度までの継続費設定になっているが、基本となる管のモデルは8年度以降どうなるのか、整備計画はあるのか伺います。

〔住宅水道課長〕

整備計画につきましては、酒井地区については帰還困難区域の解除に合わせて施工予定、権現堂地区については駅周辺整備により施工予定、

災害危険区域につきましては、今後の計画により判断します。

〔質問(小澤)〕

①防犯灯LED化工事の場所と件数について②道路修繕工事の具体的な路線名と内容について、詳細な説明を求めます。

〔建設課長〕

①当初は50基の修繕予算でしたが、見込みにより10基の修繕予算を追加するものです。場所は町内一円となります。

②地区につきましては、特定復興拠点内で津島地区、町前大光木線が1か所、室原地区につきましては2路線で今神線、田子平田ノ草線となっております。

〔再質問(小澤)〕

防犯灯の整備は逐次計画をしていると思いますが、地元の区長から要望があった場合の対応はどうされているか、伺います。

〔建設課長〕

防犯灯の設置につきましては、区長と町で立ち会って必要性を確認し、設置を検討しています。

(賛成全員で可決)

人事案件

賛成全員
で同意

○特別功労者の決定について
次の方々を決定することに同意しました。

渡邊 敏行氏(北幾世橋)

門馬 孝義氏(権現堂)

門馬 洋二氏(請戸)

志賀 資隆氏(川添)

小丸 武恒氏(両竹)

岸 眞氏(加倉)

若月 芳則氏(立野)

賛成全員
で同意

○教育委員会委員に再任

半谷 正彦氏(大堀)

蒔田 嗣夫氏(権現堂)

令和6年9月定例会の採決状況 (9月20日採決)

議案番号	議 案	議案 結果	1 武 藤 晴 男	2 細 野 豊	3 吉 田 邦 弘	4 平 本 佳 司	5 小 澤 英 之	6 半 谷 正 夫	7 細 野 則 夫	8 佐 々 木 茂	9 山 本 幸 一 郎	10 高 野 武	11 渡 邊 泰 彦	12 松 田 孝 司	13 佐 々 木 勇 治	14 山 崎 博 文	15 細 野 榮 重	関 連 ペ ー ジ
認定第1号	決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2～4
認定第2号	浪江町水道事業会計決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第67号	町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第68号	浪江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第69号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第70号	浪江町税特別措置条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4
議案第71号	浪江町特定復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2
議案第72号	浪江町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第73号	浪江町国民健康保険条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2
議案第74号	福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第75号	工事請負契約の締結について（復興海浜緑地(多目的広場) 建築工事)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2
議案第76号	工事請負契約の締結について（復興海浜緑地(多目的広場) 電気設備工事)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第77号	工事請負契約の締結について（復興海浜緑地(多目的広場) 機械設備工事)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第78号	物品購入契約の締結について（畜産施設備品購入(その3ダンプトラック)）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4
議案第79号	物品購入契約の締結について（畜産施設備品購入(その4輸送車両)）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4
議案第80号	物品購入契約の締結について（畜産施設備品購入(その5飼養機器)）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2
議案第81号	物品購入契約の締結について（畜産施設備品購入(その6特殊車両)）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第82号	物品購入契約の締結について（畜産施設備品購入(その7堆肥等散布機器)）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第83号	工事請負契約の変更について（畜産施設敷地造成工事）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第84号	指定管理者の指定について（福島いこいの村なみえ）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4・5
議案第85号	指定管理者の指定について（震災遺構浪江町立請戸小学校）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5
議案第86号	令和6年度浪江町一般会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5
議案第87号	令和6年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第88号	令和6年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第89号	令和6年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第90号	令和6年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第91号	令和6年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第92号	令和6年度浪江町公共下水道事業会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
同意第2号	特別功労者の決定について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5
同意第3号	教育委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5
同意第4号	教育委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5
報告第7号	令和5年度浪江町一般会計継続費精算報告書について	報告	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
報告第8号	令和5年度浪江町水道事業会計継続費精算報告書について	報告	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
報告第9号	一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告について	報告	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
報告第10号	一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告について	報告	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
報告第11号	私債権等の放棄について	報告	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について	決定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—



※平本佳司議長は地方自治法第116条第2項の規定により議決に加わることができません。
 ※同意第3号中、半谷正夫議員は、地方自治法第117条の規定により議事に参与できないため退席（除斥）しています。
 ※閉会中の継続審査は採決を行いません。
 ※定例会・臨時会の会議結果は町ホームページでもご覧になれます。



会議結果一覧へ
アクセスします

4 議員が質問

■小澤英之(8ページ)

- (1) 町の復興施策について
- (2) 自然災害の対応策について
- (3) 道の駅なみえについて

■渡邊泰彦(9ページ)

- (1) ふるさと納税について
- (2) DX(デジタルトランスフォーメーション)化推進について

■半谷正夫(10ページ)

- (1) 第二期復興・創生期間以降の財源確保について
- (2) 復興業務を支える人材の確保について
- (3) 特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた対応について
- (4) 大堀相馬焼の再生について
- (5) 中心市街地の再生について
- (6) 観光誘客について
- (7) 産業団地の整備について
- (8) カーボンニュートラルについて
- (9) 農地利用の地域計画の策定について
- (10) スマート農業の推進について
- (11) 介護サービスの充実について
- (12) 大阪・関西万博での情報発信について

■山本幸一郎(11ページ)

- (1) 解体除染について
- (2) 復興牧場について
- (3) 農業について
- (4) 消防団について

このページには、質問した議員の質問事項が掲載されています。議会だよりに掲載する一般質問の内容は、紙面の構成上、1議員の質問・答弁を合わせて1000文字程度に要約していますので、ご了承ください。

町政と問

一般質問とは、議員が町の行財政全般にわたって執行機関に疑問点をだし、所信の表明を求め、政治的姿勢を明らかにするものです。そのことにより、現行政策の変更、是正あるいは新規政策の採用などの効果があります。



お ざわ ひでゆき
● 小澤 英之 議員 ●



Q 今後の復興における広域連携についての考えは

A 浪江町が将来にわたり発展し続けるためには、双葉郡を含めた広域市町村が有機的に連携することが必要

町の復興施策について

質 問 産業の復興には民間からの投資が必要と言及していますが、今後、民間投資の促進に向けてどのようにお考えか伺います。

町 長 民間投資を推進するため、浪江駅周辺整備や農林水産業の再生に向けた取組に加え、水素産業の利活用や移住定住の推進など、魅力あるまちづくりを多角的に進め、町の将来に対し投資したいと思える企業が増えるよう、引き続き取り組みます。

自然災害対応策について

質 問 復旧工事に当たっては、地元住民の意見を取り入れるべきと考えますが、その取扱いについて伺います。

建設課長 災害発生時において、職員がパトロールを通じて被災箇所などを事前に把握しますが、行政区長及び関係者の情報提供により認知することが多



堀知木川災害復旧状況

くあります。被災前の状況の把握については、地元行政区の協力をいただきながら実施しています。また、復旧方法は行政区と協議し工事等を実施しています。

しかしながら、災害復旧工事では原形復旧が原則であり、被災前の機能を上回った復旧工事ができないため、相談者などからの全ての要望に応えられていないのが現状です。

質 問 災害復旧を実施した同じ場所ですら再度被害が発生した場合の対応について伺います。

建設課長 災害復旧は、原形

復旧が原則となりますが、災害防止の観点から、状況によって機能向上の検討が必要なことも想定されます。

地域の方々からの聞き取りや調査を踏まえて関係機関と連携し、計画的に実施できるよう対応したいと考えています。

道の駅なみえについて

質 問 来場者への利便性を図る点から、駐車場の第2駐車場を含む拡張の計画について伺います。

産業振興課長 混雑時には小

型駐車場が足りなくなることがあります。その場合、大型駐車場の一部に小型車両を誘導したり、敷地内の有効スペースへの駐車誘導など、警備員を配置し、安全面に配慮しながら対応をしている状況です。

第2駐車場拡張の計画については、隣接地が国道や河川、墓地など、拡張が難しい箇所位置しているため、まずは、現敷地内の有効スペースにおいて駐車箇所が確保できないかなどを考えています。



道の駅なみえの駐車場状況



わた なべ やす ひ こ
渡邊 泰彦 議員

Q DX化推進を加速化すべきでは

A 6月にDX推進本部を設置しました

ふるさと納税について

質問 「企業版ふるさと納税」ですが、全国では平成28年度は、517件で7・5億円でしたが令和4年度は、8,390件で341億円と約50倍位に市場規模が拡大しています。浪江町の実績と今後の方針についておたずねします。

企画財政課長 当町での令和5年度の実績は、6件で1,100万円です。

町では、ホームページ等の発信に加えて、マッチングサイトを運営している2社と支援に関する契約を締結しています。今後は、企業からの使途を特定して、ご支援いただけるように、個別の施策レベルの具体的な情報発信、PR強化が必要と考えています。

質問 通常の「ふるさと納税」ですが、全国では、平成20年度は5万4,000件で、81億円でしたが、令和4年度は、5,184万件で9,654億円と約100倍に市場規模が拡大しています。浪江町の実績と今後の方針についてお尋ねします。

企画財政課長 当町での令和5年度の実績は、1,124件で2,658万円です。

今後は、新規立地企業を取り扱う製品を、新たに返礼品に追加することや、新たな商品開発による返礼品の充実など、事業者様と連携しながら、魅力あふれる返礼品の掘り起こしに引き続き取り組みを続けていきます。

DX化推進について

質問 浪江町は、ソフトウェアから三和真吾様を最高デジタル責任者（CDO）補佐官に任命しました。

このチャンスに、DX化の推進体制を本格的に、全課横断的な体制を取るべきと思いますが、町の考えをお尋ねします。

企画財政課長 今年度は、6月にDX化推進本部を設置しました。浪江町DX推進計画も今年度策定する予定です。

引き続きDXの業務改善や業務変革を念頭に置き、三和様の知見を取り入れて、DX推進を継続して進めていくための人材

育成にも支援をいただきたいと考えています。

質問 DX推進化、すなわちデジタル技術の活用による事業の変革を目指す3要素としてデータ、AI、IOTがありますが、それを町の行政に生かすための研究も必要と思いますが、町の考えをお尋ねします。

企画財政課長 データ、AI、

IOTの連携は、DXを推進するための基礎となる要素です。データを活用して、人口動態、消費動向などを分析する。AI技術を用いて、予測モデルの構築、地域経済の変化などの予測をする。IOT技術の導入により、公共交通機関やインフラ設備の稼働状況を常時監視するなど、地域課題の解決や持続可能なまちづくりに向けた重要な手段と考えています。



吉田町長から委嘱状を受ける三和真吾様

※DX（デジタルトランスフォーメーション）とは 企業がデータとデジタル技術を活用して、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

はんがい

まさ お

半谷 正夫 議員



Q

町は特定帰還居住区域の避難指示解除をどのように進めていくのか

A

今後の除染やインフラ整備等の進捗状況を踏まえながら、総合的に判断をしていきます

第2期復興・創生期間以降の財源確保について

質問 第2期復興・創生期間

も残り1年半余りとなりましたが、それ以降についても山積する課題の解決に向け、これまで以上に様々な施策に取り組んでいく必要があります。町はこの第2期復興・創生期間以降の財源確保にどのように取り組まれるのか伺います。

町長 第2期復興・創生期間

後の復興事業の在り方については、今後検討が本格化していくと考えますが、町としても必要な事業を切れ目なく実施できるように、財源確保についてはこれまで議長と共に強く要望してきました。

国は第2期復興・創生期間後の復興財源については、引き続き責任を持って確保する方針を示したところです。

町の復興はこれから正念場となることから、今後も当町の復興の歩みを止めることのないよう、必要な財源確保についてしっかりと議会と共に取り組んでいきます。

特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた対応について

質問 以前は避難指示を解除する前に準備宿泊が実施されましたが、特定帰還居住区域においても準備宿泊ということが可能なかどうか、伺いします。

企画財政課長 特定復興再生拠点区域の外縁部などにつきましては、既に除染の際に除染や解体工事が実施され、放射線量については一定程度低減しているものと考えられます。準備宿泊はもちろん、その前段で特例的な宿泊の実施なども含めた柔軟な制度運用について、国と検討協議をしていきたいと考えております。

大堀相馬焼の再生について

質問 窯元の高齢化や後継者不足など、大堀相馬焼の再生に向けた道のりは厳しいものがありますか、町はこの大堀相馬

焼の再生に向けて組合とどのように取り組んでいくのか、伺います。

焼の再生に向けて組合とどのように取り組んでいくのか、伺います。

産業振興課長 これまで地域

おこし協力隊制度を活用した後継者育成に取り組んでおり、職人として窯元をサポートするまでに成長した隊員もいます。

今後も地域おこし協力隊制度を活用しながら、また、より定着率が高まるよう、福島県が実施する伝統工芸インターンシップ事業とも連携し、技術継承、後継者育成を支援していきたいと考えています。

さらには、各窯元の町内での事業再開についても、福島県事業再開補助金と併せて町単独の支援事業等により、次に続く窯元が出てくるよう、引き続き支援をしていきたいと考えています。

農地利用の地域計画について

質問 将来の農地利用の姿を明確化する地域計画については各地区で策定することとされていますが、現在の進捗状況と

町はどのように支援していくのか伺います。

農林水産課長 令和6年8月

末時点で、18地区中、北棚塩、南棚塩、酒田、加倉、西台地区の5地区で地域計画が策定され、話し合いが始まって間もない特定復興再生拠点区域3区域以外の地域は、令和6年度中の策定を見込んでいます。

町では地域への説明や農地所有者及び担い手等の意向の把握を中心に支援を行い、加えて、連携する農業委員会、福島県JA、官民合同チーム、福島県農業振興公社をつなげる役割を担いながら、地域計画の策定に向けた支援を行っていきます。



やまもと

山本

こう いちろう

幸一郎 議員

Q 遅すぎる除染・解体

A 4か月が過ぎても完了した除染・解体なし

質問 令和6年度特定帰還居住区域の解体件数、除染面積また工期と進捗率をお伺いします。

住民課長補佐

令和6年度浪

江町の除染・解体の対象工事は除染面積が53ヘクタール、解体件数が71件です。また、工期は令和6年4月15日から令和7年3月31日までです。進捗率については、除染・解体が完了したところはありません。

いつになれば、自由に山側に入れるのか

質問

特定復興再生拠点外

の山側は帰還困難区域のままで、安心して自由に入れるようになるのはいつかお伺いします。

企画財政課長

特定復興再生

拠点区域外の山林などについては、現在も住民の方は自由な立入りは制限されています。

町としても早期に方針を示すよう再三国に要望を行っていますが、先日、自由民主党及び公明党が政府に提出しました東

日本大震災復興加速化のための第13次提言におきまして、帰還困難区域においても、安全を大前提に森林整備をはじめとする活動を再開していくとともに、

周辺住民の以前のような暮らしを実現するため、土地それぞれの特性を踏まえたリスコミュニケーションを促進することなどが文言として盛り込まれました。この提言に基づき、今後は取組が進んでいくものと認識していますので、国の動向を注視していきます。併せて、町としてもこれで終わりということではありませんので、早期に具体的な方針を示すよう、引き続き国に要望を続けていきたいと考えています。

質問

除染と言われている

場所除染・解体が終わって住めるような環境にある所はいつになったら住めるのかお伺いします。

企画財政課長

特定復興再生

拠点区域の外縁については、放射線量については一定程度低減しているものと考えられることから、立入り規制の緩和や準備宿泊を含めた特例的な宿泊の早期実施など柔軟な制度の運用に

つきまして、国と協議していきたいと考えています。

牧場とは程遠い復興牧場

質問

町の説明で仮称です

がよく復興牧場と言っています。が、牧場というのは家畜を放し飼いする場所を言いますがこのような場所はあるのかお伺いします。

農林水産課長

現在整備をし

ている家畜施設は施設内のみで飼うこととしていますので家畜を放し飼いする場所はありません。

質問

牧場祭りのようなイ

ベント等を実施してもらいたいが、予定はあるかお伺いします。

農林水産課長

立ち入り可能

エリアに限定した町民向けイベント、牛と触れ合いことのできる機会をつくることは可能と考えています。

質問

全国的に担い手の人

は地区のため農地を守るため、大規模な農業をする方が多くみ

られます。経営指導をしているか。

農林水産課長

町ではノウハ

ウ・スキルがありませんので双葉農業普及所、農協と連携しながら対応しているところでです。

今の消防団組織で地域を守れるか

質問

消防団の役割をお伺

います。

総務課長

予防・消防はもとよ

り予防活動を含めて住民の安全を守るのが消防団と考えます。

質問

これからは消防団的

組織災害になったとき、本当にいる人だけで賄えるような環境が必要だと思えます。そのような組織を町は考えているかお伺いします。

総務課長

自主防災組織等で

地域のお互いの安全を確認していただく程度のもものは必要かと思えます。

● 総務常任委員会 ●

総務課、企画財政課、住民課、津島支所、出納室が所管する案件（9月定例会中）を審議しています。

委員長 半谷 正夫
副委員長 吉田 邦弘
委員 小澤 英之
佐々木 茂
平本 佳司



■ 企画財政課 ■ 交流施設

問 駅前交流施設のコワーキング施設（ナミエシンカ）の利用状況は。

答 昨年度のコワーキング施設の年間利用者数は延べ1,007名、会員登録は415名でした。また、起業に関するセミナーを11回開催し、起業の魅力について情報発信を強化し行いました。



ナミエシンカ コワーキング施設

■ 企画財政課 ■ 移住定住

問 （一社）まちづくりなみえに委託している移住定住相談窓口は、現在何人で業務にあたっているのか。

答 二人体制で管理運営しています。

■ 津島支所 ■ 津島地区公共トイレ

問 津島公共トイレの管理はどこでしているのか。

答 津島支所で管理・清掃を行っています。



津島支所敷地内にある公共トイレ

■ 総務課 ■ 簡易防火水槽

問 簡易防火水槽の管理体制はどのようになっているのか。

答 常備消防で常に定期点検を行っています。

■ 住民課 ■ 自動証明書

問 行政証明書の自動交付機の設置場所は。

答 役場正面玄関の右側（ATMコーナー跡）を改修し、設置する予定です。

問 コンビニ交付時期はいつ頃か。

答 令和7年度と考えています。

■ 住民課 ■ 線量測定

問 ガンマカメラの測定は今後も行うのか。

答 除染が終わった後、本当に除染できているか確認をするため行います。

● 産業・建設常任委員会 ●



委員長 渡邊 泰彦
副委員長 武藤 晴男
委員 山本幸一郎
松田 孝司
紺野 榮重

産業振興課、農林水産課、住宅水道課、建設課、市街地整備課、農業委員会が所管する案件（9月定例会中）を審議しています。

■ 産業振興課 ■ 産業団地企業進出

問 各産業団地の企業進出状況は（商談中含む）。

答 藤橋産業団地は、7企業が進出して完了予定です。北産業団地は、2企業進出して完了予定です。棚塩産業団地は、5企業進出して完了です。南産業団地は、残り2区画は募集中。棚塩RE100産業団地は、5区画造成中です。新たな産業団地は、川添地区に約10haの整備計画予定です。



企業進出が進む南産業団地

■ 農林水産課 ■ 浪江町畜産施設概要

問 各施設計画状況は。

答 北棚塩地区に大規模畜産施設を整備し、約26haの敷地に約46,000㎡の畜産施設を建設します。令和6年度は施設造成と施設建設を施工します。



建設工事中の畜産施設管理棟

■ 建設課 ■ 町内インフラなどの整備状況

問 町内道路整備管理と河川環境整備は。

答 町道の除草は、年2回実施中です。避難指示解除区域266km（路肩1.0m）、帰還困難区域89kmです（路肩2.0m）。県からの委託で河川敷除草は請戸川工区37,827㎡、高瀬川工区39,252㎡を実施中です。また、適宜に道路パトロール等を強化して倒木対策などの維持管理をします。

■ 市街地整備課 ■ 浪江町駅周辺整備

問 令和6年の一団地整備事業の進捗は。

答 1月から、公営住宅実施設計に着手。6月から、商業施設実施設計に着手。7月には、委託しているUR都市機構が道路および整地工事の契約を締結。8月の用地取得状況は、89%になっています。

■ 住宅水道課 ■ 支援金・補助金

問 住宅水道課でおこなっている支援金・補助金について

答 ①住宅清掃費補助金
②住宅再建補助金
③住宅鳥獣被害対策補助金
などがあります。
内容など詳細は、住宅水道課住宅係（TEL 0240-34-0232）までお問い合わせください。

● 文教・厚生常任委員会 ●

教育総務課、生涯学習課、健康保険課、介護福祉課、浪江診療所、仮設津島診療所が所管する案件（9月定例会中）を審議しています。

委員長 佐々木勇治
副委員長 紺野 豊
委員 紺野 則夫
高野 武
山崎 博文



■ 教育総務課 ■ 児童手当制度

問 児童手当の基本的拡充は。

答 令和6年10月より実施の予定です。

問 実施の内容は。

答 ①所得制限の撤廃。
②高校生年代（18歳到達後の最初の年度末）までの支給期間の延長。
③多子加算について第3子以降3万円とする。
④支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とし、拡充前の初回支給を令和6年12月とする。

■ 生涯学習課 ■ 町営高瀬野球場

問 町営高瀬野球場復旧事業は。

答 令和6年8月11日に高瀬野球場完成式を開催しました。



■ 健康保険課 ■ 浪江町におけるマイナンバーカードと健康保険証の一体化は

問 健康保険証の発行は。

答 令和6年12月2日以降、新規発行は終了します。

問 廃止後の資格確認方法は。

答 以下のとおり。

(1) マイナンバーカード健康保険証（マイナ保険証）を持っている方

- ①マイナ保険証によるオンライン資格確認となります。
●自身の窓口負担割合や被保険者資格等を紙製カードに記載した「資格情報のお知らせ」をお送りします。
※【国保】令和7年3月下旬送付予定、【後期高齢】令和7年7月下旬送付予定

(2) マイナ保険証を持っていない方

- ①現在お持ちの健康保険証を有効期限まで提示することができます。
【国 保】令和7年3月31日まで
【後期高齢】令和7年7月31日まで
12月2日以降、新規発行や再発行はされません。また、転職・転出等で保険者が異動するとお持ちの被保険者証は無効となります。
- ②下記により交付する「資格確認書」を提示していただきます。
●氏名・生年月日、被保険者等記号・番号、保険者情報等が記載された「資格確認書」を随時交付します。
●当分の間、本人の申請によらず交付します。（原則は、本人の申請に基づき交付）
※【国保】令和7年3月下旬送付予定、【後期高齢】令和7年7月下旬送付予定

議会活動の経過報告 7月11日～10月10日

(定例会及び臨時会中の全員協議会・各委員会を除く)

7月

- 11日 ・議会運営委員会
- 19日 ・全員協議会

8月

- 1日 ・議会報編集特別委員会行政視察
(～2日) (宮城県美里町、女川町)
- 19日 ・議会運営委員会
- ・双葉地方広域市町村圏組合議会保健衛生
常任委員会 (富岡町)
- 20日 ・双葉地方広域市町村圏組合議会消防厚
生常任委員会 (富岡町)
- 21日 ・双葉地方広域市町村圏組合議会総務常
任委員会 (富岡町)

- 27日 ・全員協議会
- ・議会報編集特別委員会
- ・産業・建設常任委員会
- 30日 ・双葉地方広域市町村圏組合議会定例会
(富岡町)

9月

- 3日 ・議会運営委員会
- 10日 ・9月定例会(～20日) ※1

10月

- 1日 ・議会報編集特別委員会
- 7日 ・群馬県邑楽郡町村議会議長視察
- 9日 ・議会報編集特別委員会

※1 本会議の出欠状況は、町ホームページ
(浪江町議会→会議結果一覧)をご覧ください。



会議結果一覧へ
アクセスします

議長活動報告 7月11日～10月10日

7月

- 14日 ・ソフトボール協会長杯
(ふれあいグラウンド)
- 16日 ・双葉地方町村議会議長会議
(双葉地方会館)
- 17日 ・さけふ化施設整備工事安全祈願祭
(小野田地区)
- ・さけ採捕付帯施設新築工事安全祈願祭
(北幾世橋地区)
- 24日 ・坂本農林水産大臣同行 (浪江町内)
- 29日 ・双葉地方広域市町村圏組合決算審査
(双葉地方会館)
- 31日 ・双葉警察署津島駐在所開所式
(津島駐在所)
- ・福島県町村議会議長会理事・監事合同
会議 (福島市)
- ・福島県町村議会議長会要望活動
(福島市)

8月

- 1日 ・双葉地方町村会・双葉地方町村議会議
長会合同要望活動 (仙台市)
- 6日 ・双葉地方町村会・双葉地方町村議会議
長会合同要望活動 (福島市)
- 7日 ・福島県町村議会議長会監事会議
(福島市)
- 8日 ・浪江町・浪江町議会合同要望活動
(本庁舎)

- 11日 ・町営高瀬野球場完成式 (高瀬野球場)
- ・浪江町スポーツ協会野球部長杯
(高瀬野球場)
- 13日 ・道の駅なみえ連携協定調印式
(道の駅なみえ)
- 20日 ・福島県町村議会正副議長研修会
(福島市)
- 22日 ・浪江町・浪江町議会合同要望活動
(～23日) (東京)
- 26日 ・福島県町村議会議長会要請活動(東京)

9月

- 1日 ・第63回福島県芸術祭開幕式 (富岡町)
- 8日 ・第71回福島県消防協会双葉支部幹部大
会 (富岡町)
- 14日 ・ふたばワールド2024 inひろの
(広野町)
- ・浪江青年会議所創立45周年記念祝賀会
(地域スポーツセンター)

10月

- 3日 ・双葉郡戦没者追悼式 (葛尾村)
- 5日 ・にじいろこども園親子運動会
(にじいろこども園)
- 6日 ・浪江町消防団秋季検閲式
(地域スポーツセンター)
- 8日 ・高齢者福祉大会
(地域スポーツセンター)

皆さまの声を
お聞かせください

十日市祭にて

浪江町議会町民交流会を開催します

昨年に引き続き十日市祭において、屋内のブースで議員と町民の交流の場を設けます。
町民の皆さまより議会に対するご意見をいただく大切な機会です。
多くの町民の皆さまのご参加を、心よりお待ちしております。

日時

令和6年

11月23日(土) 午前10時から午後4時

11月24日(日) 午前10時から午後3時

会場

浪江町地域スポーツセンター メインアリーナ
(浪江町大字権現堂字下馬洗田5-2)

問/浪江町議会事務局 TEL/0240(34)0254

地方自治法の改正による 議会議員と浪江町の請負の状況の公表

これまで、地方自治体の議員個人がその自治体に対して請負をすることは地方自治法において禁止されていましたが、地方自治法の一部改正により、請負の規制が緩和され、1会計年度につき300万円以下であれば、請負をすることが可能となりました。(令和5年3月1日施行)

浪江町議会では、議員の請負状況の透明性を確保し、議会運営の公正と事務執行の適正を図るため、「浪江町議会議員の請負の状況の公表に関する条例」を制定しました。

この条例では、請負をした議員は、会計年度ごとに請負の状況を議長に報告すること、また、議長は報告の一覧を公表することを定めています。

令和5年度における請負の状況の報告は、ありませんでした。

請願・陳情ができます。

町政についての自分たちの意思や要望を、直接文書で町議会へ提出できます。請願は、議員の紹介を必要としますが、陳情は必要ありません。

なお、請願・陳情をされる場合は、「浪江町ホームページ▶浪江町議会▶請願・陳情の仕方」にその方法を掲載していますので、これを参考にしてください。

議会の傍聴について

本会議は、原則として一般に公開されております。どなたでも傍聴できますのでお気軽にお越しください。

本会議場入口に「傍聴人受付簿」を備えてありますので、必要事項を記入のうえ、議場後方の傍聴席で傍聴してください。

なお、多人数の団体が傍聴される場合は、あらかじめ議会事務局へご連絡ください。

政務活動費支出状況（令和5年度分）

政務活動費とは、議員が実施する調査研究、研修、各種会議への参加などにより、町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動や住民福祉の増進を図るために必要な活動（政務活動）に要する経費に対して、申請により議員個人に交付されるものです。

交付基準は、次のとおりです。

1. 交付額 1月当たり 5,000円
2. 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、下の表のとおりです。

経 費	内 容
調 査 研 究 費	議員が行う町の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む）及び調査委託に要する経費
研 修 費	1 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広 報 ・ 広 聴 費	議員が行う活動の広報・広聴活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会 議 費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資 料 作 成 費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資 料 購 入 費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

3. 支出内訳

議 員 名	武藤晴男	紺野 豊	吉田邦弘	平本佳司	小澤英之	半谷正夫	紺野則夫	佐々木茂
交 付 額	60,000	60,000	60,000	60,000	0	60,000	60,000	0
支 出 額	調 査 研 究 費	93,924						
	研 修 費							
	広 報 ・ 広 聴 費							
	要請陳情等活動費						15,620	
	会 議 費							
	資 料 作 成 費							
	資 料 購 入 費							
	事 務 費							
	人 件 費							
	合 計	93,924					15,620	
精 算（返 金）額	0	60,000	60,000	60,000		60,000	44,380	

議 員 名	山本幸一郎	高野 武	渡邊泰彦	松田孝司	佐々木勇治	山崎博文	紺野榮重
交 付 額	0	0	60,000	0	60,000	0	60,000
支 出 額	調 査 研 究 費						
	研 修 費						
	広 報 ・ 広 聴 費		15,680		44,674		72,654
	要請陳情等活動費						
	会 議 費						
	資 料 作 成 費		46,539				
	資 料 購 入 費						
	事 務 費						
	人 件 費						
	合 計		62,219		44,674		72,654
精 算（返 金）額			0		15,326		0

※支出額が交付額に満たない議員については、精算額として返金済です。

町民の声



森藤 基子さん
(北幾世橋)

ふるさと 浪江町への 想いと願い

私の住む北幾世橋字内匠町には愛宕堂があり毎年旧暦の9月24日(今年は10月26日)にお念仏の集まりがあります。

初めに、大聖寺のご住職にお堂でご祈禱をして地区の安寧を祈っていただきます。その後各戸の女性たちが円になり長い数珠を回して祈りを繰り返します。その祈りは先日のNHKの「小さな旅」の番組での高野山のあるお寺さんの祈りと同じでした。

地区の住民をつなぐ大切な行事なので、楽しみにして私たちは避難先から戻って行きます。特に震災後は、皆様と久しぶりに再会するので格別うれしいです。

しかし私と町とのつながりを揺るがす人々に出会いました。その方々は町の仕事をしていたある元

民生委員や一部の元町議です。次のような言動がありました。

①元民生委員は仕事で知り得た住民の個人情報や、茶飲み話をするように家族や知人に話していました。守秘義務を守るという規範意識をしつかり持っていないで、ほしかったです。

②元町議は夫の葬儀に大勢の参列者の前で「彼は若い時痩せていたよ!」と。(だからこんなに早く死んだのよと言わんばかりに)女性が遺されるとこまで言われるのかな?彼は「自分が選ばれた偉い人なのだから、町民には何を言ってもいい!」と思っていたのかな?この時、私は彼の町会議員としての資質に疑問を持ちました。

③しかも遺族が参列者を見送るとき、②の元町議は「おれは賠償金をあんたの家よりたくさんもらっているよ!」と、私は言われとても驚き失礼な方だと思いました。私の勤めていた職場では中学生と倫理観を鍛え合ってきたのでおかしな文言を言う人はいませんでした。

『特に公の役職の方々へ!』『町民のための政治』を念頭に次の①②③の徹底をお願いします。
①守秘義務を守る(仕事で知り得た個人情報に人に話さない。)

②女性蔑視のない社会にする(女性を見下さない。)

③倫理観を考えた言動をする(人として相手に失礼な言動をしない。)

2011年3月11日、私たちは未曾有の大地震、大津波、原発事故に遭遇し、道なき道をこまで手探りで歩んできました。今はお互いの健闘をたたえ合い、励まし合うことこそ大切だと思います。

まとめとして、今後の浪江町の復興のためには住民一人一人がよい良い方向に責任をもって進めていくことが大切だと思います。

そして特に町議会議員、民生委員、町職員の方々には「公正で品格のある言動をとっていただくこと」を切に希望します。

「町民の声」に掲載する 原稿を募集しています。

議会に対するご意見、要望、感想等をお寄せいただける方は、浪江町議会事務局(☎0240-34-0254)または、議会報編集特別委員にご連絡ください。

編集後記

「暑さ寒さも彼岸まで」まさに今年を象徴している慣用句そのものです。

さらに、この句にはどのように困難な事態であっても、やがて終わりが来て乗り越えることができるという意味が含まれています。避難から14年が経過しようとしています、この句のような安堵と希望に満ちた日が来ることを切に願うものです。

(紺野(則))



発行責任者

議長 平本佳司

議会報編集特別委員会

委員長 松田孝司

副委員長 小澤英晴

委員 武藤野邦

委員 紺吉紺

委員 紺吉紺

委員 紺吉紺